

ID: 68

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町社会体育施設条例 第9条		
例 規 番 号	平成15年 条例第5号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第九条 町長は、規則で定める特別な理由があると認めるときは、その使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 聖籠町社会体育施設条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第五条 条例第九条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び割合は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 町及び教育委員会が主催する大会等に使用するとき。 免除</li> <li>二 町長が認定した町内の社会体育団体が本来の目的に応じて使用するとき。 免除</li> <li>三 学校教育及び社会教育の目的で、中学校、高校及び大学等の教育機関並びに教育関係団体が大会等に使用するとき。 免除又は五十パーセント</li> <li>四 その他町長が特に必要と認めるとき。 免除又は五十パーセント</li> </ul> <p>2 照明施設の使用料については、前項第一号の規定により使用する場合に限り減額又は免除する。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日